

新型コロナウイルス禍における
地域医療体制の維持等に関する要望

新潟県市長会

新型コロナウイルス禍における 地域医療体制の維持等に関する要望

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全面解除となり、日本国内での新型コロナウイルスの感染は抑えられつつあるものの、収束が見通せず、長期化が予想される中、感染拡大の第2波、第3波の到来が懸念されている。

こうした国難とも言える状況において、今後も全ての住民が安心して地域で暮らしていくためには、感染症患者の受け入れ病院はもとより、地域医療構想のもと、地域で果たすべき役割を担う医療機関の経営を安定させていくことが必要不可欠である。

国では、重症患者の入院料に対する診療報酬の引き上げなど、補正予算を編成して機動的に各般の支援措置を講じているところであるが、実際の医療現場等では、感染を警戒して本来必要な受診の抑制や空床確保等による減収など、多くの医療機関等において経営面で多大な影響が生じている。地域における医療機関等の経営破綻は、地域医療の崩壊に繋がりがねず、極めて強い危機感を抱いている。

よって国においては、地域における医療体制維持のため、必要な医療提供体制を確保し、住民の命と健康を守り抜くため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 医療機関の減収補填について

外来患者の受診控え、空床確保とそれに伴う一般患者の受入れ体制の縮小や風評被害等による多額の減収により、医療機関の経営が圧迫されている状況にあることから、感染拡大の第2波に備える医療機関の安定的経営を確保し、地域医療を守るべく、速やかに財政支援を講じること。

2. 医療提供体制の確保について

公的病院は、公立病院と同様に地域医療の中核を担うとともに、この度の感染症対策についても懸命に取り組んでいるが、他の医療機関と同様に大幅な減収及び新型コロナウイルス感染予防の対策支出増加で経営を圧迫していることから、臨時特例的な制度として、公立病院へ措置される普通交付税と同程度の財政支援を講じること。

3. 医療用物資の確保等について

新型コロナウイルス感染拡大の第2波に備えるため、医療用マスクや消毒液・感染予防衣等の感染防具について医療機関等への供給体制を維持するとともに、医療機関における感染症患者の受入れ増加に対応するため、必要な資機材の導入等に要する経費について、より一層の財政措置を講じること。

また、地方自治体が地域の実情に即した医療機関等の現場ニーズに適切に応えられる事業が実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充するなど、速やかに一層の財政措置を講じること。

4. 検査体制の充実強化について

今後懸念される感染拡大の第2波に備え、地域住民が安心して医療受診ができる体制を整えるため、地域外来（発熱外来）に対する財政措置を拡充するとともに、PCR検査体制の充実強化を図るため、PCR検査に従事する医療従事者への報酬等が十分に確保されるよう、必要な財政支援を講じること。

また、抗原検査及び抗体検査に係る財政支援を講じること。

5. 感染症対応を踏まえた地域医療について

- (1) 今後も地域になくってはならない救急、周産期、小児医療や精神医療及び感染症医療を含めた不採算医療を担う地域の医療体制を維持し、安心して質の高い地域医療サービスを提供するため、医療従事者の絶対数の確保及び偏在是正に資する実効性のある施策を早急に講じるとともに、人材確保等に要する取組に対し必要な財政支援を講じること。

また、令和2年度に創設・拡充される不採算地区の中核的な病院及び周産期医療・小児医療等に対する財政措置については、交付額に対する特別交付税を満額措置すること。

- (2) 世界規模で拡大した今回の新型コロナウイルス感染症により、国内では地域医療の重要性が再認識されたが、今後の地域医療体制の検討においては、地域の実情を十分に踏まえるとともに、今回の災害級の有事を教訓とした医療再編・統合等の見直しとすること。

令和2年7月9日

新潟県市長会会長

見附市長 久住時男